

## 随意契約理由書

件名	豊中市放置自転車管理システム再構築業務委託
契約の相手方	株式会社 アーキエムズ
根拠法令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 第 2 号
随意契約理由	<p>本市では、豊中市自転車等の放置の防止等に関する条例に基づき、通行機能、防災活動、都市の美観等の確保を図るため、市内各駅周辺の自転車等放置禁止区域及び市内一円から撤去した自転車及び原動機付自転車の、保管・返還・処分の管理業務をおこなっています。</p> <p>今回現システムの更新に伴い、放置自転車管理システムを再構築し、業務の効率化と迅速化を図るため、委託者選定においては、委託者の他の自治体での実績及び技術力等を適切に審査して決定する公募型プロポーザル方式が、金額の多寡のみを選定基準とする価格競争方式より優れているため、同方式を採用するものとし、上記件名委託を第一優先交渉権者である契約の相手方と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 第 2 号の規定に基づき、随意契約を締結するものです。</p>
備考	